

議会だより

JFしまね浦郷支所との意見交換会

9月26日(金)にJFしまね浦郷支所との意見交換会を開催。

平成18年に「JFしまね」として合併してから8年が経過し、その現状について伺った。職員減少、漁業者等の高齢化が進展するなどの課題もある中で、漁場生産力の向上のため様々な取り組みについての様子やまき網船団員の応募、岩牡蠣養殖などについて意見交換を行った。



JF隠岐どうせんととの意見交換会

10月27日(月)にJF隠岐どうせんととの意見交換会を開催。

平成27年3月の「JAしまね」設立に向けての経過報告、今後の組織運営方法などの方向性を伺い、また、グリーンストア(直売所)販売状況、珍崎、三度地区での移動販売の説明を受け、今後の活動についての意見交換も行った。



西ノ島町議会 広報調査特別委員会

中国防犯連合会連絡協議会表彰

10月1日(水)、中国防犯連合会連絡協議会の表彰が行われ、本町の中浜肇さん(浦郷)が受賞されました。

中浜さんは、温厚篤実な人格から地域住民からの信頼も厚く、平成9年から地域安全推進員として、警察等と協力して町内パトロールを実施するなど、防犯活動に取り組んでこられました。

また、「シャラ船造り」や「子ども神輿」をはじめとした、地区の伝統行事にも熱心に取り組むなど、大人子どもものふれあいや、故人や先祖を偲び、敬う気持ちの醸成を促す活動などに積極的に取り組んでこられました。

こうした取り組み等が中国防犯連合会連絡協議会から高く評価され今回の受賞につながりました。



除雪作業へのご協力をお願いします

今年も降雪シーズンを迎えました。国道・県道及び町道の除雪作業にあたり、ご協力をお願いします。

■除雪期間：平成26年12月1日から平成27年3月31日まで

■除雪作業は、積雪量が15cm程度から行います。

■急坂路の危険箇所には凍結防止剤を配置してあります。凍結防止剤は、必要に応じて散布をしてください。

■期間中、自動車等を路上に放置しないようお願いいたします。

■住居の雪を道路上に搬出しないようお願いいたします。

■除雪のため、田畑等に砂利等が落ちる可能性があります。ご了承ください。

■竹や木に降り積もる雪で交通の障害になった場合は、交通を確保するため、竹や木の枝を切り払いますので、ご了承ください。

■冬用タイヤの交換は、早めに行いましょう。ご不明な点やお問い合わせは左記へご連絡ください。

島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部

(7) 9117

西ノ島町環境整備課 (6) 1748

税務・保険年金係からのお知らせ

12月分の納期限は12月25日(木)です。(定期口座振替日は12月29日(月)、再振替日は1月13日(火)です。)

●町県民税	4期
●国民健康保険料	5期
●後期高齢者医療保険料	6期
(普通徴収の方)	

納税通知書等で金額をご確認いただき今一度、通帳残高をお確かめいただきますよう、よろしくお願います。納付等に関する相談は町民課(6) 0103までご連絡ください。

離島航空割引カード

離島航空割引カード(発行日から3年有効)は、隠岐島に住む満12歳以上の方を対象に発行するカードです。このカードを使うと隠岐ー出雲便航空券が、片道12,300円が9,550円で購入できます。割引カード作成希望の方は、運転免許証または健康保険証を持参して、役場地域振興課で申請してください。健康保険証を証明に申請の場合は、写真1枚(縦3cm×横2.5cm)が必要になります。

放送大学 4月生募集のお知らせ

放送大学では、平成27年度第1学期（4月入学）の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は2月28日まで。

資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学島根学習センター（☎00852・280・5500）までご請求下さい。放送大学ホームページでも受け付けております。

【オープンキャンパス】

日時 12月6日・2月15日

場所 島根学習センター第2講義室

内容 概要説明・履修相談等
※10時～14時～の2回

軽自動車の郵送での名義変更・廃車の手続きについて

これまで離島の地理的条件から、軽自動車の名義変更又は廃車の手続きを行う場合、所有者等が関係書類を作成の上、軽自動車協会へ直接送付して手続きが出来ることとされてきました。

昨年の関係法律等の改正により、軽自動車の所有者等個人では郵送での手続きが出来ないこととなり、手続きの代行が出来るものとして、軽自動車を販売する事業者若しくは行政書士等に依頼することとなりました。

軽自動車の名義変更又は廃車をしようとするときは、郵送による手続きは出来ませんので間違いないようご注意ください。
詳しくは、町民課（☎）0103までお問い合わせください。

【関係機関の問い合わせ先】

軽自動車検査協会（島根事務所）
コールセンター
0500-3816-30083

大切なお知らせです！

平成26年12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます。

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・ お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

<参考：児童扶養手当の月額>（平成26年4月～）

- ・ 子ども1人の場合
全部支給：41,020円 一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定されます）
- ・ 子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、役場健康福祉課への申請が必要です。該当する支給要件によって必要な書類が異なりますので、詳しくは健康福祉課にお問い合わせください。

支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

健康福祉課